

第5章 子ども・子育て支援事業計画

1 教育・保育の提供区域の設定

子ども・子育て支援法第61条により、市町村は、子ども・子育て支援事業計画において、地理的条件や人口、交通事情などの社会的条件と幼稚園・保育所などの整備状況などを総合的に勘案して「教育・保育提供区域」を設定し、区域ごとに事業の必要性を算出するとともに、事業内容や実施時期を示さなければならないとされています。

岡垣町は、以下の点を踏まえ、**町全域を一つの教育・保育提供区域として設定**します。

- 地形的に山岳や大規模河川などで分断されておらず、一体となった地理的条件を有している。
- 国道や県道、町道などで県内の各地域が結ばれており、社会的なつながりがある。
- 町内の幼児教育・保育施設は、町内全域から利用されている。
- 宅地開発やマンションの整備は、今後も考えられるが、人口が増加する地域を予測することは難しい。

(参考) 教育・保育の認定区分

子ども・子育て支援法第19条により、教育・保育の支給認定は、次のように区分されています。

認定区分	定 義
1号認定	満3歳以上の小学校就学前子ども（2号認定こどもを除く）
2号認定	保護者の労働または疾病など内閣府が定める事由により、家庭で必要な保育を受けられない満3歳以上の小学校就学前子ども
3号認定	保護者の労働または疾病など内閣府が定める事由により、家庭で必要な保育を受けられない満3歳未満の小学校就学前子ども

上記の定義をまとめると、以下の内容となります。

認定区分	年 齢	保育の必要性	対応する施設
1号認定	満3歳以上	保育を必要としない	幼稚園 認定こども園（幼稚園部分）
2号認定			認可保育所 認定こども園（保育所部分）
3号認定	1～2歳	保育を必要とする	認可保育所 認定こども園（保育所部分）
	0歳		地域型保育事業 ^(注)

(注) 地域型保育事業：小規模保育や事業所内保育など、保育所（原則20人以上）より少人数で0～2歳の子どもを保育する事業。

2 教育・保育の量の見込みと確保方策

(1) 教育需要（1号認定）

単位：人

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1号	量の見込み (a)	356	342	323	323	311
	確保の方策 (b)	649	649	656	646	556
	特定教育・保育施設	244	235	227	219	556
	確認を受けない幼稚園	405	414	429	427	0
	過不足 (b) - (a)	293	307	333	323	245

(2) 保育需要（2・3号認定）

単位：人

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
2号	量の見込み (a)	439	452	454	456	437
	教育ニーズ	235	226	211	213	203
	保育ニーズ	204	226	243	243	234
	確保の方策 (b)	408	417	410	420	437
	特定教育・保育施設	173	191	199	207	437
	確認を受けない幼稚園 (幼稚園+預かり保育)	235	226	211	213	0
過不足 (b) - (a)	-31	-35	-44	-36	0	
3号	量の見込み (a)	222	223	228	226	222
	確保の方策 (b)	180	183	183	189	277
	特定教育・保育施設	145	145	145	151	200
	特定地域型保育	35	38	38	38	77
	過不足 (b) - (a)	-42	-40	-45	-37	55

(3) 確保方策の方針

- ▶ 特定教育・保育について、令和2年度には、認定こども園の施設整備完了と幼保連携型への移行に伴い、保育定員が30人確保されます。また、事業所内保育施設の定員が増加したことに伴い、3号認定の保育定員が7人分増加します。
- ▶ 令和6年度までに、私立幼稚園の認定こども園移行や新制度幼稚園移行に伴う3号認定2歳児の保育の受け皿となる一時預かり事業（幼稚園型Ⅱ）の実施による保育定員確保を目指します。また、地域型保育施設の新設を促し、低年齢層における保育定員の確保を目指します。
- ▶ 上記整備が整うまでの間は、制度上各施設において利用定員の120%までの受け入れが認められているため、認定こども園、認可保育所及び事業所内保育施設において、定員の弾力的な運用を促します。

3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

国が示したニーズ調査結果を用いた方法で量の見込み（必要量）を算出したうえで、年度ごとに量の見込みに対する確保数を設定しています。

(1) 放課後児童健全育成事業（学童保育所事業）

保護者が就業または病気などにより、放課後自宅で保育できない家庭の小学生児童に、遊び場や生活の場を提供し、児童の健全な育成を図る事業です。

		受入児童数（人）									
		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
		(A)	(B)	(A)	(B)	(A)	(B)	(A)	(B)	(A)	(B)
(A) 利用児童 数見込み	1年生	65	153	70	162	73	166	75	170	75	178
	2年生	54	121	57	130	59	135	61	136	63	142
	3年生	51	120	55	126	58	131	57	133	59	138
	4年生	36	83	39	89	39	91	39	94	41	96
(B) 登録児童 数見込み	5年生	15	37	15	38	15	40	16	40	16	42
	6年生	5	11	5	11	7	13	5	13	7	56
合計		226	525	241	556	251	576	253	586	261	652

注 (A) 利用者児童数見込みは、各校区別に登録児童数に対する平均利用率を算出し、(B) 登録児童数見込みに乗じて算出。

〔確保方策の方針〕

- ▶ 町内の5校区8カ所に設置している学童保育所で実施します。なお、現在は施設ごとに定員数が異なりますが、1施設当たり45人の受け入れ態勢を整備した場合、将来的に定員が不足することが考えられます。今後定員数に不足が生じた場合は、小学校の空き教室などの活用により、定員確保を実施します。

(2) 延長保育（時間外保育）事業

保護者の就労形態の多様化や長時間の通勤などによる延長保育ニーズに対応するため、保育認定を受けた子どもを対象に、開所時間（11時間）の前後に保育を提供する事業です。

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用児童数見込み (量の見込み)	100	100	100	100	100

〔確保方策の方針〕

- ▶ 町内の認可保育所3カ所（おとぎのいえ保育園、岡垣ほしのほいくえん、中部保育所）と認定こども園（認定こども園えびつ幼稚園）、地域型保育施設2カ所（ひよこ保育園、キッズルーム岡垣）で実施します。また、令和6年度までに私立幼稚園の認定こども園化や地域型保育施設の新規参入を促し、利用定員を確保する見込みです。

(3) 一時預かり事業（一般型）・子育て短期支援事業（トワイライトステイ）

保護者の就労、通院などにより、家庭で保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児を一時的に預かる事業です。

単位：人日

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用児童数見込み (量の見込み)	1,700	1,700	1,700	1,700	1,700

〔確保方策の方針〕

- ▶ 一時預かり事業（一般型）
岡垣町こども未来館及び岡垣ほしのほいくえんで実施します。
- ▶ 子育て短期支援事業（トワイライトステイ）
委託契約を締結している報恩母の家及び鞍手乳児院で実施します。

(4) 一時預かり事業（幼稚園型）

認定こども園や確認を受けた幼稚園に通う児童のうち、保護者の就労、通院などにより、家庭で保育を受けることが一時的に困難となった児童を、幼稚園で一時的に預かる事業です。

単位：人日

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用児童数見込み (量の見込み)	延べ人数	63,500	61,500	57,500	57,500	56,500
	1号認定	7,500	7,500	7,500	7,500	7,500
	2号認定	56,000	54,000	50,000	50,000	49,000

〔確保方策の方針〕

町内の認定こども園で実施します。また、令和6年度までに町内の私立幼稚園の認定こども園化や新制度への移行を促し、利用定員を確保する見込みです。

(5) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

育児の援助を受けたい人（依頼会員）と、育児の援助を行いたい人（協力会員）との相互援助活動の連絡・調整を行うものです。相互援助活動には、子どもの預かりや施設への送迎などがあります。

単位：人日

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用児童数見込み (量の見込み)	0	0	0	0	0

〔確保方策の方針〕

シルバー人材センターで類似のサービスを実施しているため、利用希望者にサービスの周知を図ることにより対応します。

(6) 病児・病後児保育事業

児童が病気療養中または病気の回復期で集団生活が困難な期間に、保護者が就労などにより看病できない場合に、一時的に専用施設で保育と看護を行う事業です。

単位：人日

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用児童数見込み (量の見込み)	90	90	90	90	90

〔確保方策の方針〕

遠賀中間医師会に委託し「病児・病後児保育室ぞうさんルーム」（遠賀中間医師会おんが病院内）で実施します。

(7) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

保護者が病気など身体上、精神上、環境上の理由により、子どもの養育が困難となった場合などに、施設で子どもを預かる事業です。

単位：人日

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用児童数見込み (量の見込み)	50	50	50	50	50

〔確保方策の方針〕

委託契約を締結している報恩母の家及び鞍手乳児院で実施します。

(8) 地域子育て支援拠点事業

地域の子育て支援を目的に、親子の交流の場の提供、子育てに関する相談・援助、地域の子育て関連情報の提供、子育て支援に関する講習などを行います。

単位：延べ人回

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用児童数見込み (量の見込み)	630	630	630	630	630

[確保方策の方針]

岡垣町こども未来館で実施します。

(9) 利用者支援事業 (基本型・特定型)

子どもやその保護者が、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業などを円滑に利用できるよう、身近な場所で相談に応じ、必要な情報の提供・助言を行い、関係機関と連絡調整等を総合的に行います。

単位：か所

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
提供体制	基本型	0	0	0	0	0
	特定型	0	0	0	0	0
	その他	1	1	1	1	1
	合計	1	1	1	1	1

[確保方策の方針]

こども未来課の窓口及びこども未来館窓口にて行政サービスとして実施します。

(10) 利用者支援事業 (母子保健型)

妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する様々な悩みなどに円滑に対応するため、保健師などが専門的な見地から相談支援などを行い、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援を行う事業です。

単位：か所

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
提供体制	母子保健型	1	1	1	1	1
	その他	0	0	0	0	0
	合計	1	1	1	1	1

[確保方策の方針]

子育て世代包括支援センターを設置し、切れ目ない支援を実施します。

(11) 乳児家庭全戸訪問事業

町の保健師などが生後4カ月までの乳児がいる全家庭を訪問し、育児に関する相談・情報の提供、養育環境の把握を行います。

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用児童数見込み (量の見込み)	190	188	183	175	169

[確保方策の方針]

子育て世代包括支援センターと連携し、切れ目ない支援を実施します。

(12) 養育支援訪問事業

子育てに関して不安や孤立感などを抱えるなどの養育支援が必要な家庭を訪問し、養育に関する指導・援助を行います。

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用児童数見込み (量の見込み)	20	20	20	20	20

[確保方策の方針]

子育て世代包括支援センターと連携し、切れ目ない支援を実施します。

(13) 妊婦健康診査事業

母子健康手帳交付時に妊婦健康診査補助券を配布します。(14回分が公費負担)

単位：延べ人回

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用者数見込み (量の見込み)	2,100	2,100	2,100	2,000	2,000

[確保方策の方針]

子育て世代包括支援センターと連携し、切れ目ない支援を実施します。

(14) その他の事業

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
子どもを守るための地域ネットワーク機能強化事業	事業実施予定	実施	実施	実施	実施	実施
実費徴収に伴う補足給付事業	事業実施予定	実施	実施	実施	実施	実施
多様な主体の参入促進事業	事業実施予定	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施

〔確保方策の方針〕

▶ **子どもを守るための地域ネットワーク機能強化事業**

岡垣町では、子どもの虐待などについて、保育所、こども未来館、幼稚園、認定こども園、学校などで早期に発見し、適切な対応がとれ、問題解決に向けた包括的な体制をとるため、「岡垣町児童家庭支援ネットワーク」を設置し、関係機関と連携体制を構築しています。

▶ **実費徴収に伴う補足給付事業**

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設などに対して、保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または行事への参加に要する費用などを補助する事業です。岡垣町では、新制度未移行幼稚園に通う子どもの副食費の一部を補助します。

▶ **多様な主体の参入促進事業**

特定教育・保育施設などへの民間事業者の参入の促進に関する調査研究やその他の多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置または運営を促進する事業です。岡垣町では、事業として取り組んでいませんが、こども未来課にて対応しています。